

簡易型総合評価方式による競争入札の実施について

(総合評価方式の仕組みと技術提案資料作成時の留意点)

1. 総合評価方式について

より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が平成17年4月に施行されました。

本市では、この品確法の趣旨に基づき、技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、入札価格の他に簡易な施工計画や工事成績等の技術的な要素を総合的に評価し落札者を決定する「簡易型総合評価方式による競争入札」を実施いたします。

2. 簡易型総合評価競争入札の手続きについて

簡易型を適用する工事においては、技術的な工夫の余地が小さいことから技術提案の範囲が限定されるため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切な施工がより重要となります。

そのため、簡易な施工計画や企業が保有する施工実績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価することにより、企業が発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認し落札者を決定します。

(1) 技術提案資料の作成及び提出

総合評価方式による場合は、入札公告や指名通知の際に、その旨を明記しますので技術評価に必要な資料(技術提案資料)を作成し、入札書と同時に提出をお願いします。なお、技術提案資料が提出されない場合は、入札書は無効といたします。

また、対象となる評価項目については入札案件毎に定めますので、注意願います。

具体的に記載する評価項目の内容は後段に記載しています。

(2) 評価の方法

次の手順に従い、評価を行ないます。

① 加算点の算出

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出します。加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。なお、換算後の加算点の満点は、20点とします。

$$\text{加算点} = \Sigma \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各評価項目の換算値} \right)$$

② 評価値の算定

算出した加算点に標準点（100点）を加えて技術評価点を求めます。
この技術評価点と入札価格から、次式により評価値を算定します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点＝100点）} + \text{（加算点＝最大20点）}}{\text{入札価格}}$$

(3) 落札者の決定

評価値の最も高い入札者を落札者とします。なお、評価例は下記表の通りです。

価格以外の項目			A社	B社	C社	D社		
評価項目		基準となる配点						
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画	発注者が求める施工上配慮すべき事項	2	2	2	1	1	
		工事全般の施工計画	2	2	2	2	1	
		換算後点数 【換算係数 2.50(=10/4)】	10.00	10.00	10.00	7.50	5.00	
	②企業の技術的能力	過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	2	2	1	2	2	
		過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	4	4	2	4	1	
		過去2年間の指名停止措置の有無	0	0	0	0	0	
		過去3年間の優良工事表彰の有無	1	1	1	1	1	
		ISO9001、ISO14001取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	1	1	0	1	1	
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況	1	1	1	1	1	
	換算後点数 【換算係数 0.56(=5/9)】	5.00	5.00	2.78	5.00	3.33		
	③配置技術者の能力	主任（監理）技術者の保有資格	2	2	1	1	2	
		過去5年間の配置予定技術者の施工経験の有無	2	2	0	2	0	
		配置予定技術者の工事成績評定点	2	2	2	2	2	
		公告日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	1	1	1	1	1	
		技能士等の活用	1	1	1	1	1	
	換算後点数 【換算係数 0.50(=4/8)】	4.00	4.00	2.50	3.50	3.00		
	(2) 企業の地域貢献度	①地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	1	1	1	0	1
			過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	1	1	0	0	0
障害者の雇用状況			1	1	1	1	0	
更生保護の協力雇用主登録の有無			1	1	0	0	0	
消防団協力事業所の登録の有無			1	1	1	1	0	
男女共同参画に関する取組			1	1	1	1	0	
換算後点数 【換算係数 0.17(=1/6)】		1.00	1.00	0.67	0.50	0.17		
基準点計		27	27	18	22	15		
加算点（換算値（A））		20	20	15.95	16.50	11.50		
標準点（B）		100	100	100	100	100		
技術評価点（C=A+B）		120	120.00	115.95	116.50	111.50		
入札書記載価格（千円）（D）			35,000	33,500	35,200	33,000		
評価値（E=C/D*1,000）			3.42	3.46	3.31	3.38		
評価値順位			2	1	4	3		
落札者				○				

(注1) 上記は配点例であり、評価項目、配点、換算係数は工事等毎に定める。

(注2) 換算係数、換算後の点数、評価値は、小数点以下第二位までの表記としているが、端数処理は行わない。

3. 技術提案資料の作成について

(1) 評価項目及び評価基準

技術提案資料の作成については原則として下記表の項目を対象とします。

項目の中には、工事毎に記載する内容を設定する項目がありますから、注意してください。

評価において不適切であり、欠格となった項目がある場合は、失格として処理します。

評価項目	細目		評価基準	評価点	
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	工程管理	現地条件を踏まえ工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載されている	2
				現地条件を踏まえ工程管理が適切であり、工夫が見られる	1
			工程管理が適切である	0	
			不適切である	欠格	
		品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
			品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
			品質の確認方法、管理方法が適切である	0	
			不適切である	欠格	
		その他配慮すべき事項	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
			課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
			課題に対して、適切である	0	
			不適切である	欠格	
	工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
			配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
			配慮事項への対応が適切である	0	
			不適切である	欠格	
	②企業の技術的能力	過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	設計金額以上の実績あり	2	
			設計金額の2分の1以上の実績あり	1	
			設計金額の2分の1以上の実績なし	0	
		過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工事）の平均点	81点以上	4	
76点以上、80点以下			3		
71点以上、75点以下			2		
66点以上、70点以下			1		
61点以上、65点以下、又は実績なし			0		
60点以下			-1		
過去2年間の指名停止措置の有無		措置なし	0		
		措置あり	-1		
過去3年間の優良工事表彰の有無		表彰あり	1		
		表彰なし	0		
ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）		何れか1つを認証取得している	1		
		認証取得していない	0		

		労働安全衛生マネジメント等の取得状況	認証取得している	1
			認証取得していない	0
	③配置技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士と同等	2
			2級土木施工管理技士と同等	1
			上記以外	0
		過去5年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	設計金額以上の施工経験あり	2
			設計金額以上の施工経験なし	0
		上記工事における配置予定技術者の工事成績評定点	81点以上	2
			76点以上80点以下	1
			75点以下	0
	公告日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある	1	
		取得していない	0	
技能士等の活用	指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士を活用する場合に評価する。なお、技能士活用は下請け等の職員による場合も認める。	1		
	活用しない	0		
(2)企業の地域貢献度	①地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績	下関市災害等緊急協力事業者登録制度に登録があり、出動実績がある	1
			登録はあるが、出動実績がない	0.5
			登録がない	0
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	雇用あり	1
			雇用なし	0
		障害者の雇用状況	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務があり法定雇用率以上の雇用がある。又は、報告義務がなく1名以上雇用	1
			上記以外	0
	更生保護の協力雇用主登録の有無	登録あり	1	
		登録なし	0	
	消防団協力事業所の登録の有無	登録あり	1	
		登録なし	0	
	男女共同参画に関する取組	女性の技術者を雇用している	1	
		雇用していない	0	

(2) 作成上の留意事項等

総合評価方式により、落札者を決定した場合は技術提案資料の記載内容に沿った施工が義務となります。技術提案資料の作成にあたっては、次に留意してください。

<企業の技術力>

① 簡易な施工計画

項 目		留 意 事 項	様式 番号
簡易な施工計画の共通事項		発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書を含む）で示す標準的な仕様（以下「標準案」という。）の範囲内で、現場条件、重要事項を踏まえた提案（技術的所見）を記述すること。標準案の範囲内の提案について、妥当性、適切性、的確性等の観点から評価する。なお、簡易な施工計画は標準案を超えた提案を求めるものではなく、標準案を超えた提案があっても優位な評価は行わない。	—
発注者が求める事項	工程管理	①当工事の概略の工程表を記入する。項目は「新土木工事積算体系の解説」の中項目（レベル2）を記入すること。 ②工程計画策定の際に考慮した施工計画や工程管理に係わる技術的所見を工程表の下欄に必ず記述すること。記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。	3-1
	品質管理	①発注者が求める項目の施工方法、管理方法、確認方法等について技術的所見を簡潔に記述すること。 ②必要な場合は説明図面を添付すること。資料は図面を含めA4版用紙2枚以内で作成すること。 ③記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。	3-2
	その他配慮すべき事項	④「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。 ⑤土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。	
受注者が提案する事項		①受注者が抽出し、抽出理由や技術的所見を記述し提出する。記述にあたっては「発注者が求める事項」として、提出を求められている事項を除く。 ②「当該事項に対する技術的所見」欄には、具体的施工方法（安全対策を含む）、主要機械、仮設備等を記述すること。 ③A4版用紙1枚で作成すること。 ④記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 ⑤「本設計書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。 ⑥土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。 ⑦提案は最大2提案までとする。なお、2提案を越えた提案がある場合は、記載順に2提案までを評価し、以降の提案は評価しない。	4

② 企業の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様式 番号
過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無（注1）	<p>①評価対象を、「元請として、過去5年間（※5年前の日の属する年度の4月1日以降）に施工し、引き渡した工事の実績」としているの、定められた同種工事の実績について、資料提出期限までに施工し、引き渡した工事を記載すること。</p> <p>②同種工事に係る建設工事発注証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書の写しを提出することで替えることができる。</p> <p>③共同企業体により施工した工事については協定書の写しを添付すること。</p> <p>④共同企業体の場合は全体の請負額を記入すること。</p> <p>⑤受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率△△%）と記載すること。</p> <p>⑥工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。</p> <p>⑦共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	5
過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工種）の平均点	<p>①工事発注年度の直近2ヶ年度において、下関市（契約室）発注工事と上下水道局発注工事の完成検査成績評定点を合算し、当該業者が施工した工種別工事の平均成績評点数（少数点以下第1位を四捨五入）とする。ただし、請負金額が250万円未満の工事成績評定点の上限を75点として算出する。</p> <p>②平均点は市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。</p> <p>③対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、評価点は0点とする。</p> <p>④共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	—
過去2年間の指名停止措置の有無	<p>①公告日前の2年間に市の指名停止措置を受けているものを対象とし評価（減点）する。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	—
過去3年間の優良工事表彰の有無	<p>①公告日前の3年間に山口県優良建設工事表彰制度又は下関市上下水道局優秀工事表彰制度により表彰されたもの（発注工事と同じ工種で表彰された場合に限る。）を対象に評価するので、表彰されたことの分かる書類を提出すること。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	—
ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）	<p>①ISO9001、ISO14001又は環境活動評価プログラム（エコアクション21）の何れかを認証取得している場合に評価するので、認証取得を示す登録証の写しを提出すること。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適合範囲のページの写しを添付すること。また外国語標記の場合は、日</p>	—

	<p>本語訳を添付すること。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	
労働安全衛生マネジメント等の取得状況	<p>①労働安全衛生マネジメント（OHSAS 18001，JISHA方式適格OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COH SMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また、外国語表記の場合は、日本語訳を添付すること。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	—

③ 配置技術者の能力

項目	留意事項	様式番号
主任（監理）技術者の保有する資格	<p>①主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。</p> <p>②配置予定の技術者の保有資格について、1級〇〇〇〇管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する者の場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書等の写しを添付すること。</p> <p>③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む）の写しを添付すること。（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は、監理技術者講習終了証の写しを併せて添付すること。）</p> <p>④主任技術者にあつては、国家資格又は実務経験が確認できる書類の写し、雇用関係が確認できるものを添付すること。</p> <p>⑤共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	6
過去5年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無（注2）	<p>①評価対象を、「元請として、過去5年間（※5年前の日の属する年度の4月1日以降）に施工し、引き渡した同種工事に従事した経験の有無」としているのので、該当する工事について記載すること。</p> <p>②工事内容が確認できる資料を添付すること。</p> <p>③共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。</p> <p>④共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	6
上記工事における配置予定技術者の工事成績評定点	<p>①配置予定技術者の施工経験として提出された工事（請負金額が発注工事の設計金額以上で、上記項目で施工経験として評価されたものに限る。）が下関市（契約室）発注工事又は上下水道局発注工事である場合に、その工事成績評定点について評価する。</p> <p>②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	—
公示日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	<p>①当該年度の4月1日から公告日までの間の任意の日から1年前の間の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況を対象とする。</p> <p>②提出された証明書により、各認証団体推奨単位以上（例、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間20ユニット以上）取得していることが確認できる場合に評価する。</p> <p>③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	7

技能士等の活用 (注3)	①評価対象とする技能士の従事する工種は、工事の内容に応じて指定された工種において配置する技能士について記載すること。 ②従事する技能士の資格取得を証明するものの写しを提出し、また施工時の履行確認は、日報等及び現場での確認による。 ③従事する技能士は、雇用関係が確認できるものを添付すること。	8
-----------------	---	---

「(注1及び注2)同種工事」、「(注3)技能士の活用において対象とする工種」については、工種毎に定めますので注意してください。

<企業の地域貢献度>

① 地域貢献度

項目	留意事項	様式番号
過去5年間の災害時緊急対応出動実績	①下関市災害等緊急協力事業者登録制度に登録(発注工種に限る。)があり、過去5年間(※5年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間)において、その出動実績があるものを評価する。 ②当該制度に登録(発注工種に限る。)はあるが、出動実績がないものについては、0.5点を付与する。 ③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無	①過去3年間(※3年前の日の属する年度の4月1日から公告日の間)に下関市内に住所を有する者を新規に雇用(下関市外に住所を有する者を雇用した後、その者が市内に住所を移した場合も含む。)した後、1ヶ月以上雇用を継続し、参加申請日において常時雇用していれば評価する。 ②雇用の開始及び継続が確認できる書類、被雇用者の住所がわかる書類の写しを添付すること。 ③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
障害者の雇用状況	①参加申請日において、障害者の雇用の促進に関する法律に基づく障害者雇用の報告義務がある事業主(従業員50人以上)は、法定雇用率以上の障害者の雇用がある場合に、報告義務がない事業主は、1名以上の障害者の雇用がある場合に評価する。 ②雇用の開始及び継続が確認できる書類及び障害の程度が分かる書類(身体障害者手帳、療育手帳等)の写しを添付すること。 ③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
更生保護の協力雇用主登録の有無	①参加申請日において保護観察対象者等の「協力雇用主」の登録を受けているものを評価するので、登録を受けていることが分かる書類を添付すること。 ②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	9
消防団協力事業所の登録の有無	①参加申請日において「下関市消防団協力事業所」の認定を受けているものを評価する。 ②共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
男女共同参画に関する取組	①監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する女性技術者を参加申請日において3ヶ月以上常時雇用していれば評価する。 ②雇用の開始及び継続が確認できる書類、資格証明書等の写しを添付	-

	すること。 ③共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	
--	---	--

4. 技術提案資料の提出方法について

技術提案資料提出一覧表に記載されている各提出様式（別紙添付）及び技術提案資料として提出が求められているもの（工事発注証明書、工事カルテ、技術者の証明書等）をあわせて提出のこと。なお、提出が求められているにも関わらず該当する提出様式が提出されないものは評価しない。

総合評価方式の入札公告から落札者決定までのながれ（例）

